

白陵高等学校同窓会 白陵会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は白陵会と称す。
第 2 条 本会は事務所を白陵高等学校内に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 本会は会員相互の親睦と母校の発展を図ることを目的とする。

第 3 章 会 員

第 4 条 本会は次の会員を以って組織する。
1. 正 会 員 白陵高等学校卒業生
2. 準 会 員 白陵高等学校在校生並びに関係者で特に推薦された者。
3. 特 別 会 員 白陵高等学校及び中学校の旧職員・現職員並びに関係者で特に推薦された者。

第 4 章 役 員

第 5 条 本会は次の役員を置く。
1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 3 名
3. 会 計 1 名
4. 理 事 6 名以上
5. 会 計 監 査 2 名
6. 書 記 1 名
7. 幹 事 2 0 名以上
第 6 条 1. 会長は、理事の互選により選任し、総会の承認を得て本会を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は、理事の中より会長が委嘱し、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは会長の職務を代行する。副会長が会長の職務を行う順位は、卒業年度の古い順序による。
3. 会計は、理事の中より会長が委嘱し、本会の収支を記録し、会計簿の管理を行う。
4. 理事は、会員の中より会長が委嘱し、理事会において会務を審議する。
5. 会計監査は、会員の中より会長が委嘱し、会計の監査を行う。会計監査は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
6. 書記は、会員の中から会長が委嘱し、本会の活動状況を記録し、会合等の通知を行う。
7. 幹事は、会員の中から会長が委嘱し、役員会に出席し、本会の運営について協議する。

第 7 条 本会には顧問若干名を置く。顧問は会員の中より、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第 8 条 理事、会計監査及び書記の任期は3年とする。ただし、後任者が選任されるまで任期は延長されるものとし、任期中交代した者の任期は前任者の残任期間をもって満了とする。

第 5 章 総会、理事会、役員会

第 9 条 1. 本会は、年一回定例総会を開催し、必要に応じ理事会の決定により臨時総会を開催する。
2. 総会において下記事項を付議する。
（1）事業の報告及び予算・決算の承認
（2）理事の互選により選任された会長の承認
（3）理事会より提出された議案の承認

3. 総会の決議は出席した会員の過半数の賛成により決する。
4. 総会の招集は本会会報に掲載する等理事会が決定した適宜の方法で会員に通知する。
5. 総会の議長は会長が行う。会長が欠席の場合は副会長が行う。

第 1 0 条 理事会は、会長、副会長、会計、理事、会計監査及び書記で構成し、本会の事業について審議する。

第 1 1 条 役員会は、第 5 条記載の役員で構成し、本会の運営について協議する。

第 6 章 事 業

第 1 2 条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。
1. 会員の親睦行事の開催
2. 会員名簿及び会報の発行並びにホームページの管理
3. 総会の開催
4. 会員の表彰並びに慶事
5. 母校各種事業の後援
6. その他必要と認められる事業

第 7 章 委 員 会

第 1 3 条 1. 本会は、第 1 2 条記載の事業遂行のため以下の常任委員会を設ける。
各委員会の委員長・副委員長及び委員は、役員の中より会長が委嘱する。
（1）広報委員会
（2）総務委員会
（3）親睦委員会
（4）ホームページ委員会
2. 会長は、名簿発行委員会、総会準備委員会等の特別委員会を設置することができる。

第 8 章 会 計

第 1 4 条 本会の会計は会費、寄付金及びその他の収入による。
第 1 5 条 1. 会員は、毎年会費を納入する。年会費金額は、役員会の決議による。ただし、特に総会で必要と認めた場合、臨時会費を徴収することができる。
2. 新入会員は母校在学中3年次に積み立てた本会入会金は、入会の際本会財産に組み入れ、5年間会費納入を免除する。
第 1 6 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終る。
第 1 7 条 本会の決算は、会計年度終了後直ちに報告書を作成し、会計監査の承認を受けた後、総会の承認を得て、会員に報告しなければならない。

第 9 章 雑 則

第 1 8 条 本会の会則及び付則は役員会の承認を経て総会の決議により改廃することができる。

付 則 1. この会則は昭和41年 2 月26日より実施する。
2. この会則は昭和55年10月18日より実施する。
3. この会則は昭和60年11月10日より実施する。
4. この会則は平成 2 年11月11日より実施する。
5. この会則は令和 2 年 4 月 1 日より実施する。
6. この会則は令和 8 年 6 月28日より実施するものとし、同日現在の理事、会計監査及び書記の任期はその日から起算するものとする。